様式第5号（第10条関係）

|  |
| --- |
| 第　　号 |
| 年　月　日 |

　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　丸亀市長

香川大学大学院学位取得助成金交付決定通知書

　　年　月　日付で申請のあった助成金の交付については、次のとおり決定したので、丸亀市職員の香川大学大学院学位取得支援に関する要綱第10条の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付年度 | 年度 |
| 課程名等 |  |
| 助成金の  交付決定額 | 円 |
| 交付条件 | (1) この助成金は、丸亀市職員の香川大学大学院学位取得支援に関する要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。  (2) 修学期間中に、健康上の理由その他の理由により、当該課程を修了することが困難となったときは、異動届出書（様式第3号）を市長に提出しなければなりません。  (3) 修学初年度の終了後、速やかに当該年度の履修状況を証明する書面を市長に提出するとともに、当該課程の終了後、速やかに、修了証明書の写しを市長に提出してください。  (4) 当該課程を標準修業年数で修了することができない場合その他支援に不適格な事由があった場合には、交付の決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。 |